

## 熊本家庭裁判所委員会（第31回）議事概要

### 第1 開催日時等

#### 1 日時

平成30年5月25日（金）午後1時30分～午後3時15分

#### 2 場所

熊本家庭裁判所第1会議室

#### 3 出席者

（委員）

今吉光弘，北原久史，北村直登，杉水沙奈映，永松俊雄，松本美季，武藤雅光，大泉一夫，井上博喜

（事務局等）

事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，次席家庭裁判所調査官，家庭裁判所調査官，会計課長，総務課長，総務課課長補佐，総務課文書係長

#### 4 意見交換テーマ

熊本家庭裁判所の広報活動

### 第2 議事概要【発議者の略記 ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

#### 1 開会

#### 2 新任委員のあいさつ

#### 3 議事

(1) 裁判所の広報とは

(2) 広報活動について

(3) 当庁の取組について

(4) 家裁調査官インターンシップについて

((1)から(3)まで，パワーポイント資料「家庭裁判所の広報活動について」，(4)について同「家裁調査官インターンシップについて」をそれぞれ使用しての説明)

#### 4 意見交換

- 家裁調査官補の受験申込者は減少傾向ということであるが、裁判所事務官の受験申込者はどうか。
- ◇ 裁判所事務官の試験は、総合職試験と一般職試験があり、一般職の試験は平成28年度と平成29年度の比較で前年比123%と増加している。総合職の試験は約75%減少しているがトータルで見るとほぼ横ばいである。家裁調査官補の受験申込者については、若干の減少傾向ということである。
- ナイトツアーを実施しているということであるが、土曜などの休日に庁舎見学だけでもできないか。
- ◇ 庁舎見学は、通常は平日の勤務時間の範囲において実施している。ナイトツアーは、当庁では、昨年、裁判所の勤務時間外に始めたものであり、要望があれば休日まで拡大できるか検討したい。
- 児童相談所と家裁調査官は、家庭の調査方法等について、合同の研修等が行われているのか。
- ◇ 児童相談所と家裁調査官との研修は行っていないが、少年事件や家事事件に関して、児童相談所を始めその他関係機関から参加していただき協議会を開催している。
- 児童相談所の職員や、家裁調査官は、それぞれ会話の聞き取り等に関する研修を受けていると思うが、相互に情報交換は行っていないのか。
- ◎ 情報交換等を行われていないのが現状である。
- 成年後見制度の利用促進に関する広報活動はやっていないのか。
- ◇ 成年後見制度の利用促進については、基本的には裁判所で手続を進めるというよりも、各市町村で仕組みを作っていただき、それに裁判所と専門職団体が協力するという形になる。裁判所としては、成年後見制度への国民の理解を進めるために、講師派遣という形で様々な団体の勉強会等に裁判官や書記官等が出向いて後見制度の説明を行っている。

- ◎ 昨年のナイトツアーにおいても成年後見制度の一般的な説明等を行った。  
成年後見制度の利用促進の発展に繋がればと考えている。
- 裁判所として紛争解決の手続利用の広報だけでなく、裁判所を利用しなくても紛争を解決できるような広報活動を他の関係機関と連携して行ってみたいかどうか。また、熊本家裁の広報はほぼ単独で行われているようだが、関係する行政機関、その他関係機関と熊本家裁が行っている広報の情報を共有し、その団体に広報を依頼する方法もあると思う。
- 紛争前の予防策としては、弁護士会において法律相談等が行われている。  
裁判所では公開の法廷での訴訟手続だけでなく、他非公開の手続として調停制度（民事調停、家事調停）がある。訴訟手続きに比べれば手数料も安く基本的に話し合いで行われ、調停委員がアドバイスしながら簡易迅速に円満な解決ができるという制度であり、そういう制度の周知等についても必要があると思っている。
- 紛争がなくなり、裁判所の事件数が減ることがいい事だと思うし、裁判で勝ち負けを決めても結局人間関係は対立したままで終わるのだから、そうならない社会が望ましいと思っている。そのためには、弁護士会や自治体等の関係機関に紛争解決に向けた必要な知識を付与しながら、広報についてもそういう機関と連携して行っていくのが望ましい。
- ◎ 調停とは裁判と違い基本的には話し合いで、平和的に解決を図る制度である。  
調停で裁判所に出向くことは大きなリスクを感じるかもしれない。それについては、先ほど説明の法教育を充実させ、若い世代に法的知識を習得していただくことで無駄な紛争も減少するとも考えられる。
- 出前講義について、中高校生は非常に物分かりがよく、素直に聞いてくれるので、かなり効果が期待できる。中学生や高校生への講義を行ってはいかがいか。
- ◎ 出前講義については積極的に取り組んでいるので、参考とさせていただく

こととしたい。

- 法教育は、単に法的知識を増やすだけではなく、それぞれの価値観の違いでどう解決するか考えるいい機会であると考えている。
- 家裁調査官は、職務に関連して最先端の世相を反映した情報をお持ちだと思う。そういう情報を発信していただける機会はないのか。
- ◇ 非公表情報を扱っているため、具体的な事例を照会することはできないが、ご指摘いただいたとおり、一般的なことであれば発信していく必要性も考えている。
- 裁判所職員の採用に関してフェイスブックが開設されていることを初めて知った。イベント情報等の広報のためにフェイスブックやツイッターは開設していないのか。弁護士会においては、イベント情報の広報について、フェイスブックやツイッターでの発信に力を入れている。
- ◇ 熊本家裁として一般的な広報の発信としては、熊本地家裁のホームページを活用しているが、ツイッターやフェイスブックの開設までは至っていない。最近、裁判所全体として採用広報の一環としてフェイスブックを開設したところである。
- 熊本地検においても熊本家裁と同様の広報活動を行っている。広報活動に関する情報交換等はあるのか。
- ◇ 日常的な情報交換は特段行っていないが、熊本地検等と共同開催の法律相談について適宜連絡を取りながら進めている。今後機会があれば意見交換等も行っていきたい。
- 最近は各自治体でも広報活動にツイッターを利用している。裁判所は最近の事件動向など貴重な情報の宝庫であるのは間違いないので、市民に身近な裁判所を目指し、ツイッターなどを利用して一般的な事件動向の発信をしていくことも必要ではないか。
- ◎ 貴重なご意見ありがとうございました。

5 次回のテーマ

「成年後見・利用促進の取組」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

6 次回期日

平成30年10月26日（金）午後1時30分

7 閉会